畜産環境をめぐる情勢

令和8年10月

農林水産省
畜産局 畜産振興課

目 次

1　畜産環境問題の現状
① 家畜排せつ物の発生量 ‥2
② 畜産業と環境問題の関わり ‥3
③ 家畜排せつ物処理の流れ（乳用牛・肉用牛） ‥4
④ 家畜排せつ物処理の流れ（養豚） ‥5
⑤ 家畜排せつ物処理の流れ（養鶏） ‥6
⑥ 苦情の発生状況 ‥7
⑦ 苦情の発生状況（畜種・種類・規模別） ‥8

2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）
① 家畜排せつ物法の仕組み ‥9
② 家畜排せつ物法の管理基準 ‥10

3　その他の環境関連法令
① 廃棄物処理法 ‥11
② 水質関係法令 ‥12
③ 悪臭防止法 ‥13
④ 肥料法（法律の概要） ‥14
⑤ 肥料法（指定混合肥料の新設） ‥15

4　家畜排せつ物の利活用
① 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針 ‥16
② 家畜排せつ物の利用状況 ‥17
③ 堆肥センターの概況 ‥18
④ 堆肥の広域流通 ‥19
⑤ 家畜排せつ物の高度利用 ‥20

5　畜産環境対策における技術開発
① 臭気対策 ‥21
② 汚水処理 ‥22
③ 肥料としての利用促進 ‥23

6　畜産環境対策に係る総合的な指導体制の整備 ‥24

7　畜産環境に関する目標等 ‥25

8　畜産環境対策に必要な施設整備に関する主な支援策 ‥27

9　その他の関連事項
① 畜産分野の地球温暖化対策 ‥30
② クロピラリド対策 ‥31
③ 代替敷料の利用促進 ‥32

1　畜産環境問題の現状①　家畜排せつ物の発生量

・全国で発生する家畜排せつ物は、近年、8,000万トン程度で推移。
・令和８年の家畜排せつ物量は、乳用牛、肉用牛及び豚の飼養頭数が減少したこと等によりわずかに減少し、約7,700万トン。
・畜種別では、乳用牛・肉用牛・豚が各約３割を占める。

○我が国の家畜排せつ物発生量の推移

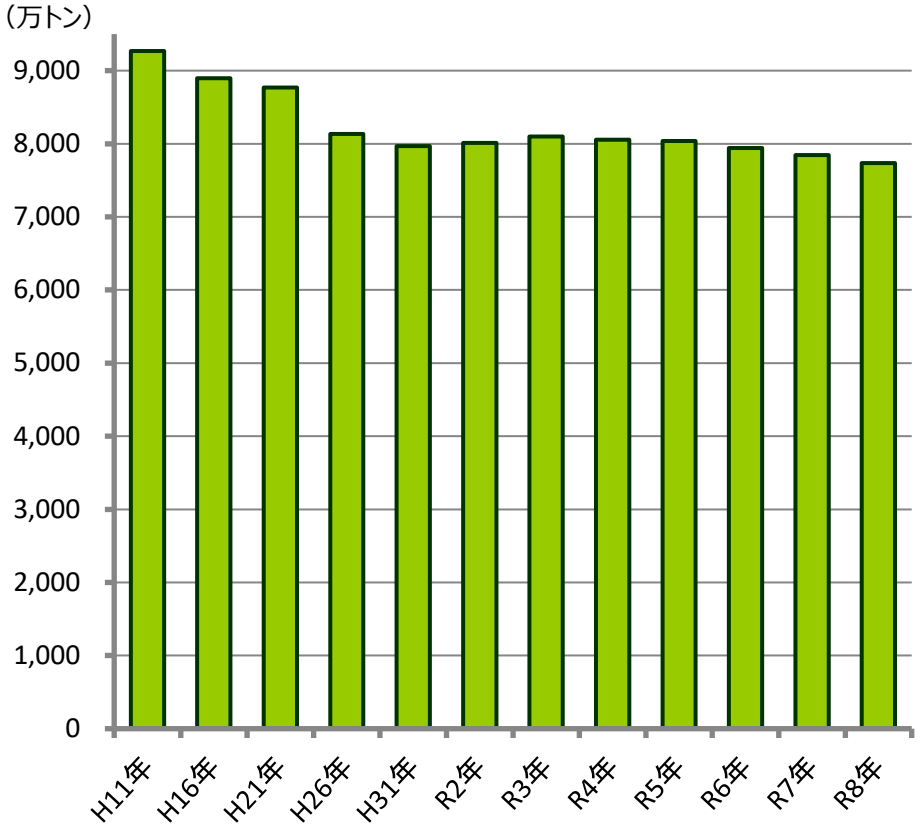

出典：農林水産省「畜産統計」等から推計

○畜種別の家畜排せつ物発生量（令和８年）

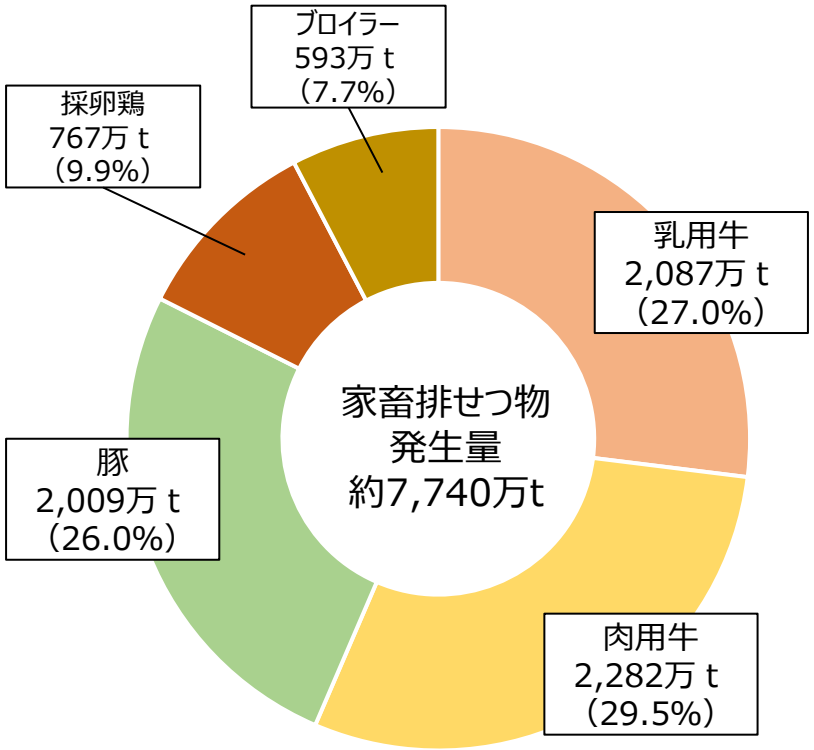

出典：農林水産省「畜産統計」等から推計

1　畜産環境問題の現状②　畜産業と環境問題の関わり

- 畜産の資源循環の環が適切に回らないと、水質汚濁、悪臭、廃棄物問題、地球温暖化等の原因になり得る。
- 家畜排せつ物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

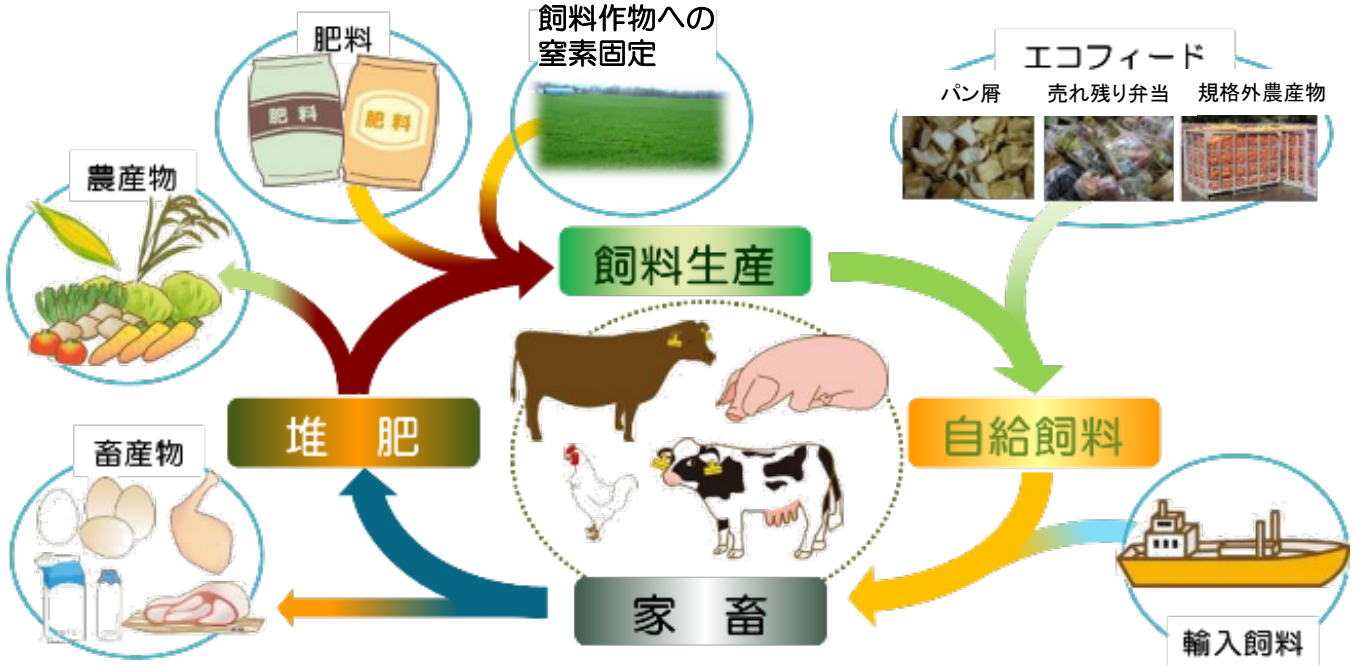

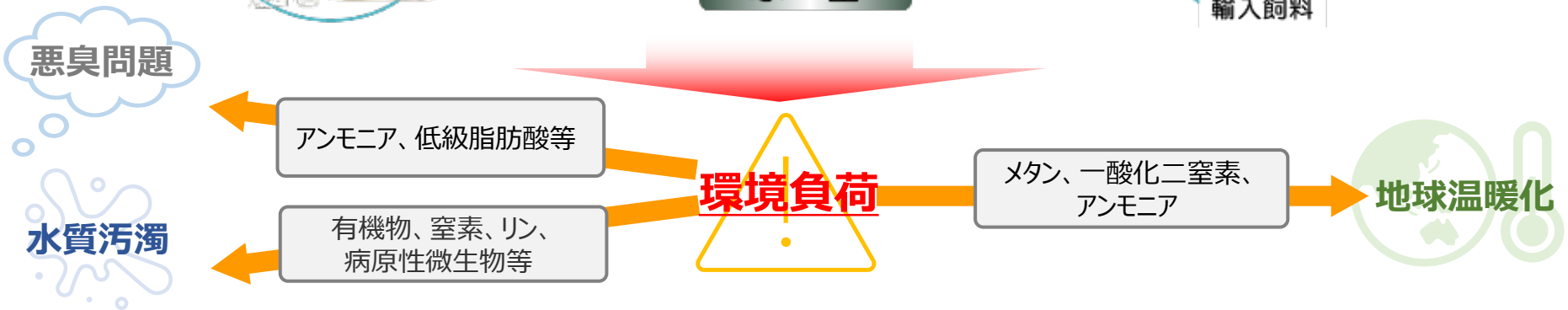

1　畜産環境問題の現状③　家畜排せつ物処理の流れ（乳用牛・肉用牛）

- 乳用牛は泌乳するため、飲水量が多いことから、ふん尿には水分が多く含まれる。また、飼養形態により排せつ物の性状が大きく異なるため、処理方法は多様。
- 肉用牛のふん尿は水分が少なく、群飼養が一般的なため、ほとんどが堆肥化処理される。

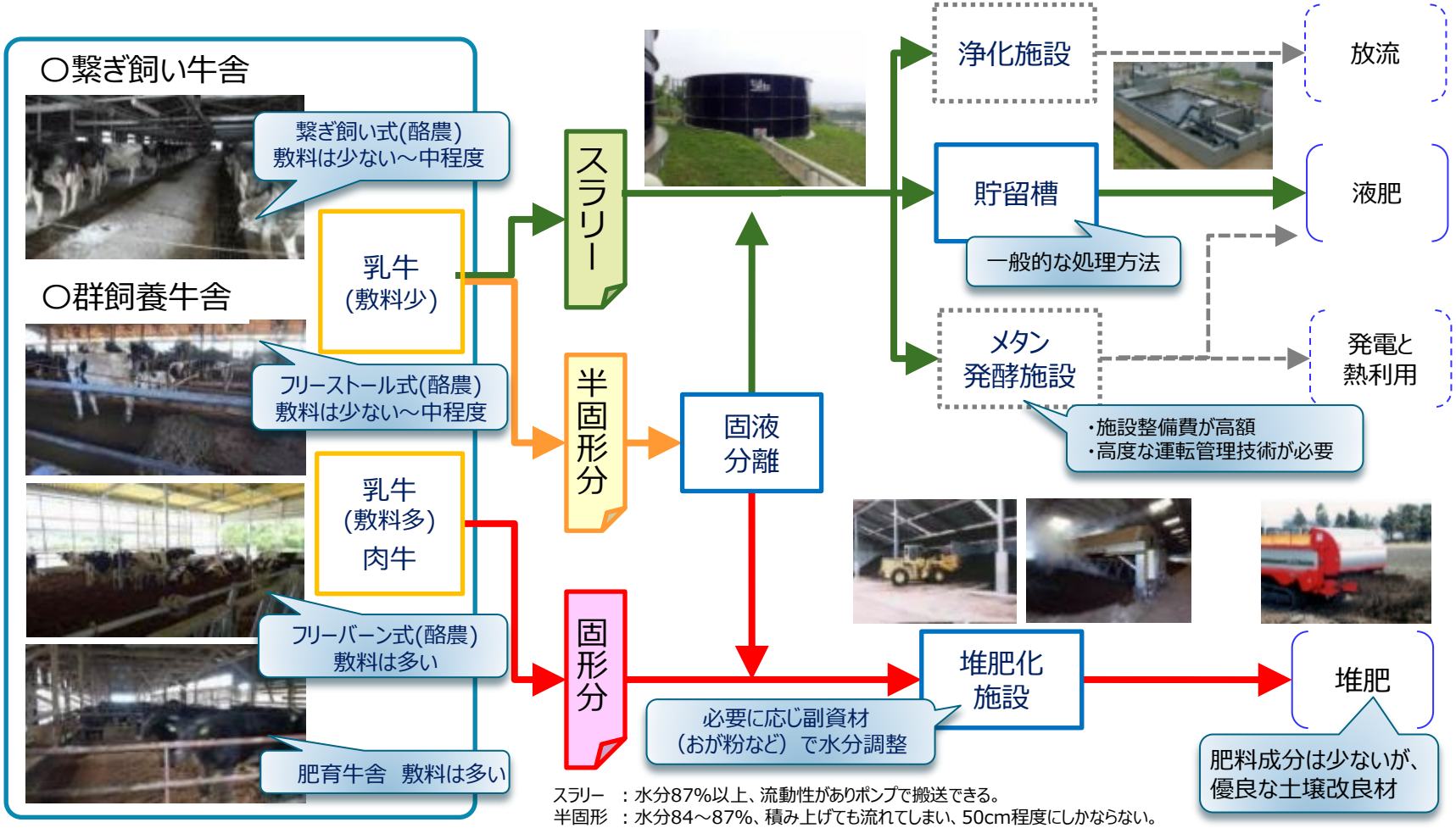

スラリー　：水分87%以上、流動性がありポンプで搬送できる。
半固形　：水分84～87%、積み上げても流れてしまい、50cm程度にしかならない。
固　形　：水分84%未満、普通に積み上げられる。

1　畜産環境問題の現状④　家畜排せつ物処理の流れ（養豚）

- 豚のふん尿は水分量が多いため、水分の処理が重要。ふん尿を分離してから、それぞれ処理する方式が主流であるが、おが粉等を用いた発酵床により尿も吸収させ、一緒に堆肥化する方式もある。
- 農場周辺の住民からの臭気関係の苦情が多く、十分な臭気対策が必要。

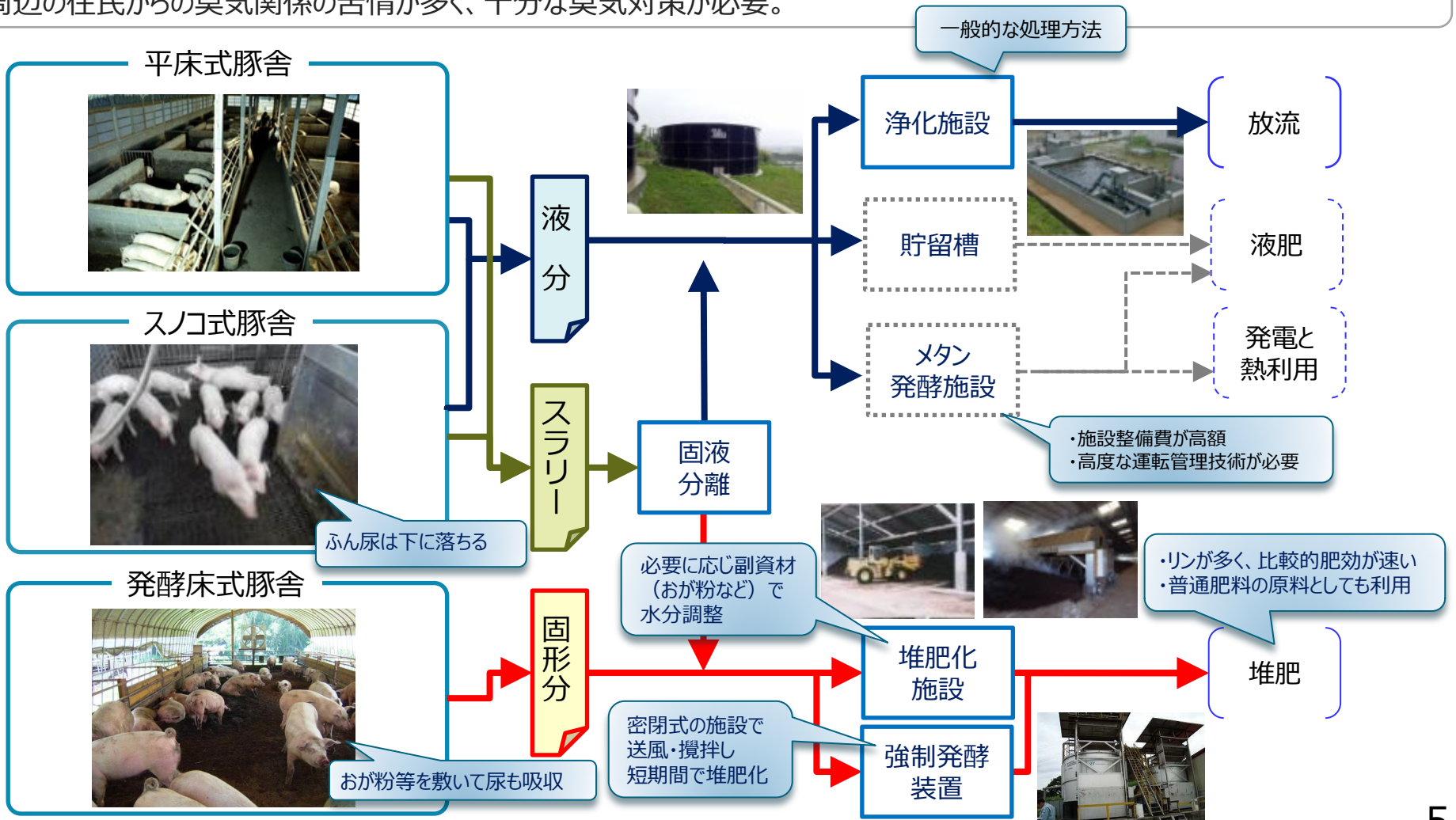

写真出典：（公社）中央畜産会（平床式豚舎）、（一財）畜産環境整備機構（発酵床式豚舎）

1　畜産環境問題の現状⑤　家畜排せつ物処理の流れ（養鶏）

- 鶏の排せつ物は水分が少なく、堆肥化が比較的容易。肥料成分が多く、肥効も速いため、肥料原料としても重要。
- 排せつ物の搬出時点で特に水分が少なくなる肉用鶏を中心に、燃焼によるエネルギー利用も一部実施。
- 採卵鶏では臭気関係の苦情が多いため、臭気対策への配慮が大切。

写真出典：（公社）畜産技術協会「やさしい畜産技術の話」（平飼い鶏舎）

1　畜産環境問題の現状⑥　苦情の発生状況

- 畜産経営由来の苦情発生件数は微減傾向で推移しているが、畜産農家戸数当たりの発生戸数（苦情発生割合）は、飼養戸数の減少に伴い、微増傾向で推移している。
- 「悪臭」の苦情が過半を占め、次いで「水質汚濁」、「衛生害虫」。
- 令和7年の苦情発生戸数のうち、前年から継続している苦情が約半数を占める。

○苦情発生戸数・苦情発生割合の推移（※１、２）

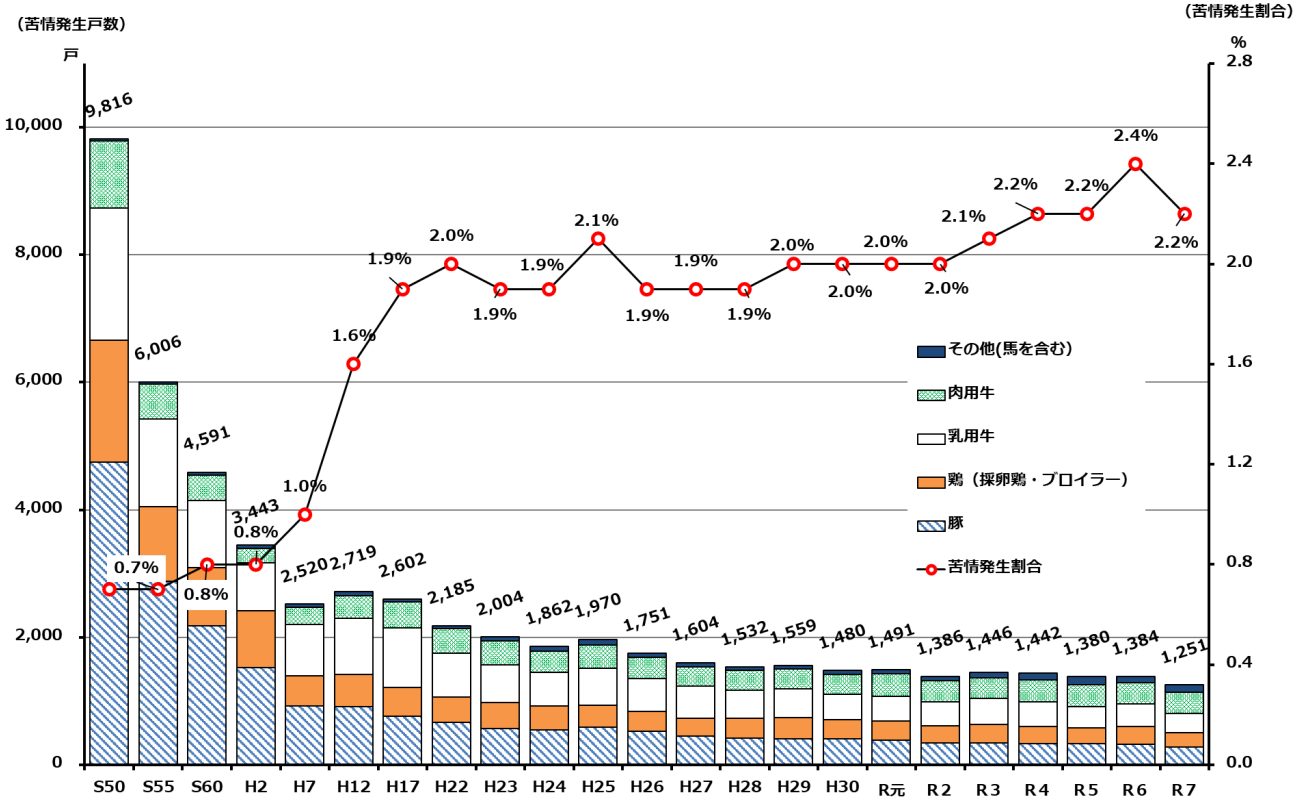

○令和7年苦情別発生戸数

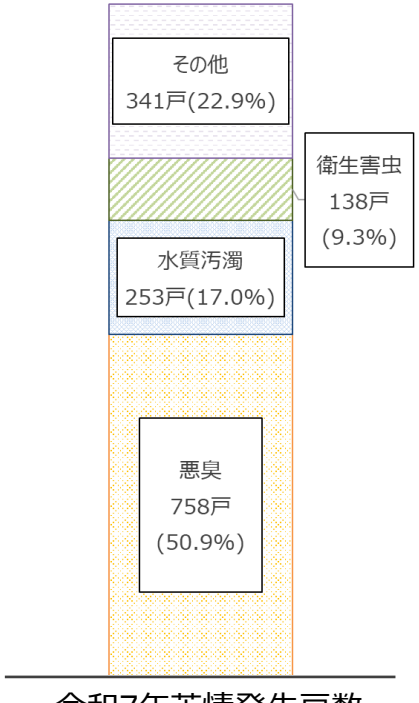

令和7年苦情発生戸数
1,251戸（※3）
（うち前年から継続 673戸　（53.8%））

※１　複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。
※２　苦情発生割合は、農家戸数が不明である「その他」（馬及びその他の家畜）を除いて算出している。
※３　複数種類の苦情を併発しているものは１戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典：農林水産省畜産局調べ、農林水産省「畜産統計」

1　畜産環境問題の現状⑦　苦情の発生状況（畜種・種類・規模別）

・発生戸数は乳用牛、肉用牛、豚が多く、苦情発生率で見ると豚と採卵鶏（特に悪臭）が高い。
・乳用牛、肉用牛、採卵鶏においては、飼養規模が大きくなるに従い、苦情発生率も高くなる。

○苦情発生戸数（畜種・種類別）（令和７年）

（　）内は苦情発生割合（飼養戸数当たりの苦情発生戸数の割合）

区分	悪臭	水質汚濁	衛生害虫	その他	計（※２）
乳用牛	179 (1.6%)	78 (0.7%)	34 (0.3%)	95 (0.8%)	307 (2.7%)
肉用牛	188 (0.6%)	55 (0.2%)	40 (0.1%)	99 (0.3%)	326 (1.0%)
豚	205 (6.8%)	88 (2.9%)	8 (0.3%)	27 (0.9%)	276 (9.2%)
採卵鶏	107 (6.6%)	17 (1.0%)	46 (2.8%)	27 (1.7%)	162 (10.0%)
ブロイラー	53 (2.5%)	5 (0.2%)	2 (0.1%)	13 (0.6%)	65 (3.1%)
その他	26	10	8	80	115
計	758	253	138	341	1,251

※複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。
※複数種類の苦情を併発しているものは１戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典：農林水産省畜産振興課調べ、農林水産省「畜産統計」

○経営規模別の苦情発生割合（令和７年）

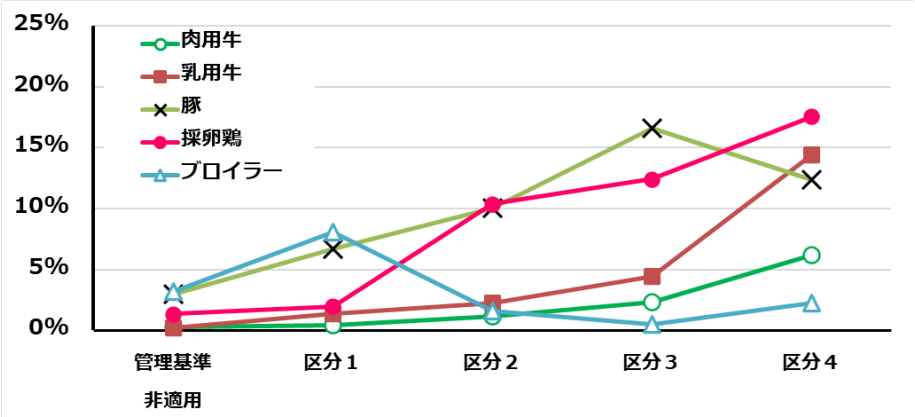

畜種	管理基準非適用	区分１	区分２	区分３	区分４
肉用牛（総頭数）	(～9頭)	～19頭	～99頭	～499頭	500頭～
乳用牛（成畜頭数）	(～9頭)	～29頭	～99頭	～299頭	300頭～
豚（肥育豚頭数）	(～99頭)	～999頭	～1,999頭	～2,999頭	3,000頭～
採卵鶏（成鶏めす羽数）	(～2千羽)	～1万羽	～5万羽	～10万羽	10万羽～
ブロイラー（年間出荷羽数）	(～2千羽)	～10万羽	～30万羽	～50万羽	50万羽～

※本図における管理基準非適用、非適用は、それぞれ下表の（　）内の頭羽数により便宜的に分類したものである。
※採卵鶏の1区分には飼養羽数1,000～1,999羽の戸数が含まれているため、苦情発生率は実際より低く見積もられている可能性がある。また、ブロイラーの1区分には年間出荷羽数2,000～2,999羽の戸数が含まれていないため、苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。
※頭羽数の区分については、採卵鶏・ブロイラーは区分３まで未満、それら以外の畜種・区分については以下。

2　家畜排せつ物法①　家畜排せつ物法の仕組み
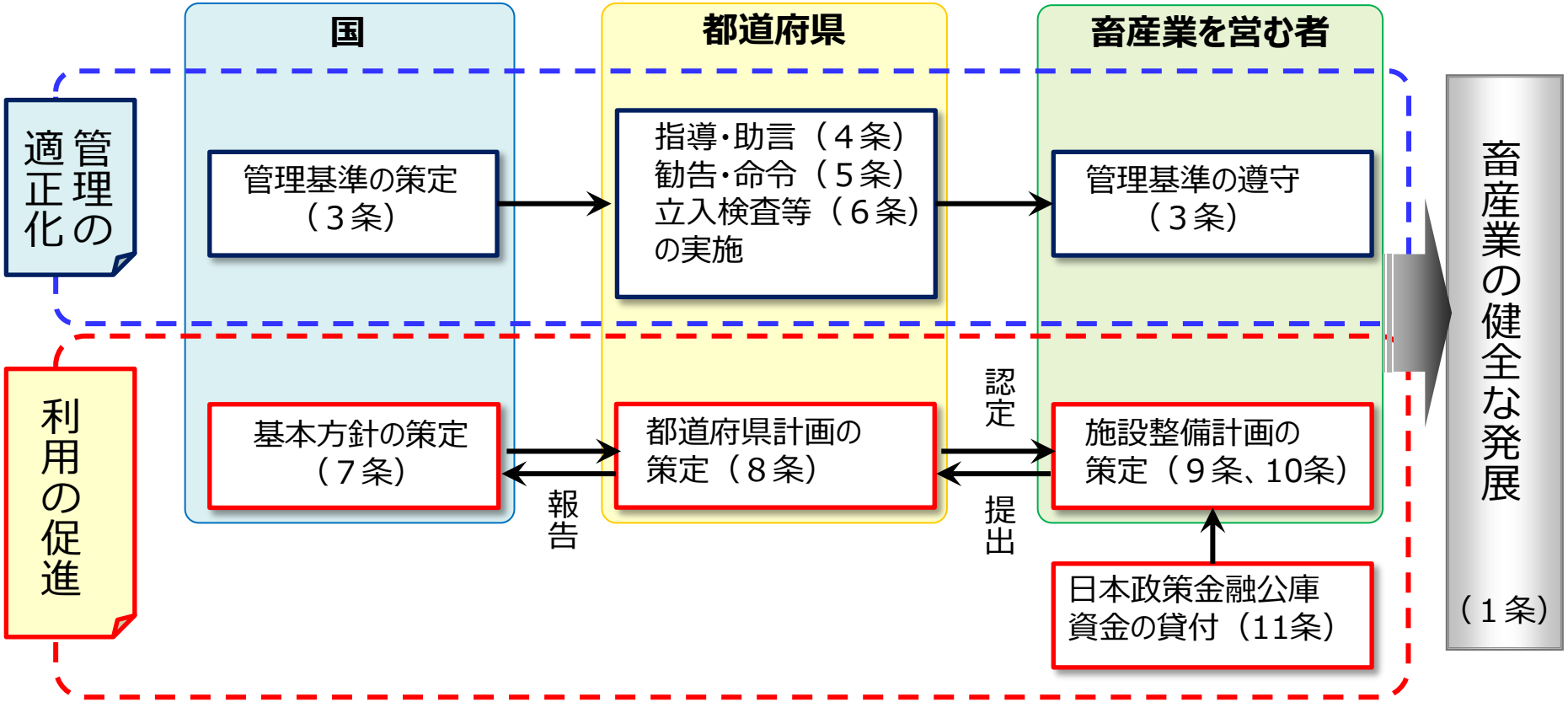
・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資すること」を目的として、平成11年に成立、平成16年から本格施行、正式名称は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。
・ 家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）は、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
・ 利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定するとともに、畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。